

令和元年第2回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第7号 (降壇)
- 2 議案第49号～議案第57号 (降壇)

令和元年6月5日提出

伊佐市長

令和元年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第7号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第24期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

平成31年3月末の給湯先件数は、前期末と変わらず16件で、給湯量は、前期末より毎分30ℓ減の毎分735ℓであります。

業績につきましては、2ページ以降で説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金386万4,157円及び売掛金6万円の合計392万4,157円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用10万円及び未払法人税等7万1,000円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益78万8,853円、当期純損失3万5,696円の合計392万4,157円であります。

次に3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で201万8,800円であり、これから売上原価173万1,840円及び一般管理費25万1,737円を差し引いた営業損益は3万5,223円の黒字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は3万5,304円となり、これから法人税及び住民税等7万1,000円を差し引いた当期利益は、マイナス

3万5,696円となり、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、75万3,157円であります。

次に4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は75万3,157円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、375万3,157円となります。

次に、第25期事業計画書について説明申し上げます。売上高は196万1千円を見込んでおります。

原価計は165万4千円、一般管理費は25万円、営業利益は5万7千円となり、これに法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益はマイナス1万4千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告1件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第49号から議案第57号までについて説明申し上げます。

まず、議案第49号「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、森林環境譲与税の創設に伴う経費のほか、国、県の補助事業費の内定等に伴う措置について所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、山野基幹集落センター及び西太良地区コミュニティセンターの耐震改修設計及び菱刈庁舎の高圧引込ケーブルの改修に要する経費を新たに措置したほか、参議院議員選挙に要する経費などに追加の措置を講じております。

民生費につきましては、菱刈総合保健福祉センターの入り口新設工事及び幼児教育・保育無償化等の制度改正に伴うシステム改修に要する経費を新たに措置したほか、介護保険事業特別会計への繰出金などに追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、緊急風しん抗体検査等事業に要する経費を新たに措置し、農林水産業費につきましては、ふるさとの森生産性強化対策事業及び森林環境譲与税基金に要する経費を新たに措置しております。

商工費につきましては、キャンプ場サイト「なっぷ」の利用に要する経費を新たに措置し、教育費につきましては、本城校区集会施設の耐震改修設計に要する経費を新たに

措置したほか、学校司書に要する経費に所要の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、歳入につきましては、地方譲与税、国庫支出金、県支出金及び繰入金に増額の措置を講じ、諸収入及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,375万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億9,925万7千円とするものであります。

このほか、地方債において、過疎対策事業の限度額を変更する措置を講じております。

次に、議案第50号「令和元年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、介護報酬改定等の制度改正に伴うシステム改修に要する経費を新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,245万2千円とするものであります。

このほか、地方自治法第214条の規定による「債務負担行為」についても定めております。

次に、議案第51号「令和元年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方自治法第214条の規定による「債務負担行為」について定めております。

次に、議案第52号「伊佐市森林環境譲与税基金条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い創設された森林環境譲与税を、基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第53号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬の単価を改定することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号「伊佐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、年3パーセントであった災害援護資金の貸付利率を、保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合は年1パーセントにすることなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本年10月に予定されている消費税率の引上げに合わせて低所得者に対する介護保険料の軽減を強化することなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、行政情報ネットワーク化整備に関し、業務効率の向上とセキュリティの徹底を図るため、職員用端末及び業務用端末の購入に係る仮契約を、富士電通株式会社と5月10日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から21年を経過した第11分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を、株式会社鹿児島消防防災と5月23日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 9 件について説明いたしましたが、よろしく
ご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———